

## 主な論点(案)

### 【 保険会社の健全性(ソルベンシー)評価のあり方 】

#### <健全性評価の枠組み>

- 制度全体として健全性を保つことが重要であり、会社のガバナンスシステム、競争条件の公平性、監督システムを全体としてみたときに健全性維持と顧客保護に有効な枠組みになっている必要があるとの意見があった。具体的には、どのような点に留意すべきか。

#### <ソルベンシー・マージン比率の有効性・信頼性>

- 過去に200%を超えて破綻した例もあることから、破綻保険会社のデータを用いた有効性の検証の必要性が指摘されている。また、監査を義務付けられていない保険会社(支店形態の保険会社は監査が義務化されておらず、非上場の保険会社は中間監査が義務化されていない)が存在しており、財務諸表に関する信頼性が必ずしも保証されていない場合があるのではないかと指摘もある。  
ソルベンシー・マージン比率の有効性・信頼性はどのように担保していけばよいか。

#### <情報公開・周知のあり方>

- 消費者(契約者)にソルベンシー・マージン比率の意味が理解されておらず、保険会社が比率を高めるための投資行動をとるなどの影響がでているとの指摘があるが、消費者の理解を深めるためには具体的にどのような対策をとる必要があるか。

#### <会社形態の違い>

- 株式会社と相互会社では、利益の分配方法やリスクの担い手の違いなども存在することから会社形態の違いを考慮すべきとの意見があった。また、海外支店・海外法人の支払余力に問題が生じた場合には、グループ全体の信用力を保持できるよう本店・親会社は財政支援を行うと期待するのが合理的であるとの意見もあった。  
具体的には会社形態の違いを健全性の評価にどのように反映すべきか。

### 【 経済価値ベースの健全性評価に関する考え方 】

- 現時点では、ロックイン方式による責任準備金の積立て、リスク・ファクター方式によるリスク測定が行われているが、あるべき姿として、経済価値ベースでの健全性評価を目指すべきではないかとの意見があった。そのためには、責任準備金(負債)の評価の見直しやリスク評価手法の高度化が必要となるが、具体的にどのような取組みをどのような手順で進めるべきか。

### 【 ソルベンシー・マージン比率の基本的考え方 】

#### <早期是正措置の発動基準としてのソルベンシー・マージン比率>

- 繰延税金資産や税効果相当額は、必ずしも損失の補填に充てることができないなど、清算価値のないものが含まれているとの指摘があった。一方、責任準備金のうち解約返戻金超過部分をマージンとすることは、事業継続基準として適切ではないとの指摘もあった。早期是正措置の発動基準であるソ

ルベンシー・マージン比率の基本的考え方として、どのような考え方をとるべきか。また、その際のマージンの評価はどのようにあるべきか。

#### <リスクの評価期間>

- ソルベンシー・マージン比率の算出において、リスクを評価する期間は1年とされているが、消費者（契約者）からみて、公表までに一定の期間があることを考慮すると少なくとも次回の公表が行われるまでの期間の健全性を評価すべきではないかなど期間の見直しを求める意見があった。ソルベンシー・マージン比率のリスクを評価する期間をどのようにおけばよいか。

#### <リスクの測定方法と信頼水準>

- リスク相当額は同じ定義に基づいて定められたものか明確にされていない。したがって、異なる事業ポートフォリオにおいては、会社間の比較が適切とはいえないのではないかと指摘がある。リスク係数を見直す場合、測定方法や信頼水準を統一すべきか。リスクの特性等により、複数の基準を持つことも許容されるか。

#### 【 具体的な見直しに当たって予め検討すべき事項 】

##### <責任準備金の評価>

- 責任準備金には相当のマージンが含まれているとの指摘があるが、一方では、低金利の元で発生した逆ざやによる損失の評価が十分ではないとの指摘もある。また、直ちには責任準備金（負債）の評価の見直しを行えないとすれば、負債に含まれる支払の安全性が必ずしも明らかでないとする意見もある。ソルベンシー・マージンを評価する上での、責任準備金の十分性又は保守性はどのように考えればよいか。

##### <リスク評価のあり方>

- 現在のフォーミュラー方式では、各社のリスク管理の状況や商品性などが十分に考慮されず、適切なリスク評価ができないとの指摘があった。問題が大きいリスクがあるとすればどのようなものがあるか。その場合、適切な評価を行うためにはどのようにすればよいか。

##### <リスク評価の高度化>

- 予定利率リスクは、保有している資産の状況を反映しないとして、負債と資産の金利・価格変動リスクを統合して評価する方法をとるべきとの提案があった。対象とする資産の範囲や、責任準備金（負債）に内在する金利リスクの評価方法も含む具体的な方法はどのようにすればよいと考えられるか。また実施に当たってどのような課題があるか。

##### <今後算入を検討すべきリスク>

- 「集中リスク」、「オペレーショナルリスク」、「事業費リスク」、「解約率リスク」、「流動性リスク」などが、考慮すべきリスクとして指摘された。これらのうち導入を検討すべきリスクはどれか。また、導入に当たっての課題は何か。

## 保険会社の健全性評価に関する枠組み(「IAIS」の考え方)<sup>1</sup>

|   |  |
|---|--|
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 短期的及び長期的な観点から保険債務を果たすことができるように、保険業者の健全性を取り扱う。</li> </ul>  |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● リスク感応的であり、個々のリスク毎、または、複数のリスクの組み合わせにより、どのようなリスクが財務要件につながるものであり、どのように要件を反映されているかを明確に示す。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ どのリスクが財務要件の対象となり、どのリスクがガバナンス、市場行動、監督当局による検証を通じて扱われるのか、を明示すべき。</li> </ul> </li> </ul>   |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 財務要件が課される各リスクについて安全性のレベルがどのように財務要件に反映されているかを明示する。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 目標としている全般的な安全性のレベルについて、特定・明確であるべき。</li> <li>➢ ある商品、市場またはリスクについては、確率分布を推定し統計的な信頼区間を定めることが可能かもしれない。他方、リスクの推計やモデル化が確実に行えない際には、リスクに対する所要資本として、近似的な手法を用いる方が適切かもしれない。指定のストレス・シナリオ・テストが、もう一つの現実的な手法かもしれない。</li> </ul> </li> </ul> |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 金融市場により提供される情報及び保険の技術的なリスクについて一般的に入手可能な情報を最大限活用し、それらと整合性のある評価手法を用いる。</li> </ul>   |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 責任準備金を定義する。責任準備金は、十分に安全(prudent)かつ信頼性があり、客観的で全世界の保険会社を比較できるものでなくてはならない。責任準備金には明示的なリスク・マージンが含まれる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 責任準備金が、信頼性のある客観的な方法を利用して、予想される保険金支払や費用に加えて予想を超える支払をカバーするに十分であることを、担保すべき。</li> </ul> </li> </ul>   |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険ポートフォリオから生じる債務に見合うコストを時間によって生じる金銭価値を考慮した最良推計(best estimate)の決定を求める。この計算に当たっての割引率は、金融市場におけるリスク・フリーの利率を参考にする。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 責任準備金に含まれる安全性についての実際の水準、及び、利用された仮定の信頼性について、保険会社が証明をすることを求めるべき。責任準備金の評価額と保険負債の最良推計の差額が、保険会社のリスク・マージンであり、責任準備金の安全性を示すもの。</li> </ul> </li> </ul>                  |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 段階的な健全性目的の監督介入レベルと、各介入レベルに応じた監督上の措置を設定する。</li> </ul>  |
| 8 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ソルベンシー基準を決定するための、標準化されたアプローチ及び先進的なアプローチを採用することが認められる。また、適切な場合には内部モデルの使用も含まれる。</li> </ul>  |

<sup>1</sup> IAIS（保険監督者国際機構）において2005年10月に採択された、「保険会社の健全性評価のための共通の構造と共通の基準に向けて～財務要件の策定のためのコーナーストーン」より抜粋。